

表 1. 西荻ご神木についての樹木診断報告書・意見書の要点

報告書・意見書（年月日）		内容の要点
A ₁	石勝エクステリア報告書(2023.10)	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅の基礎掘削予定箇所を試掘し、根系を分析。 ・診断結果：掘削箇所での根系はまばらで、適切な断根処置をすることでケヤキへの影響は軽減できる。
A ₂	石勝エクステリア報告書(2023.11)	<ul style="list-style-type: none"> ・腐朽程度を機器で診断。 ・東京都『街路樹診断等マニュアル』に準拠するとしながら、同マニュアルの令和3年度の大幅変更(主な判断基準の腐朽度診断から外観診断への変更)を踏まえず、同マニュアルで「必須」とされている「外観診断」が全く欠如している。
B	吉岡緑地報告書(2024.5)	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州で普及しているピカス機器による引張試験。 ・幹折損リスク GL=0.3mで安全率1.46, GL=0.6mで安全率1.74。GL=0.3m,0.6mからの幹折損の兆候は見られない。 ・根返り倒木リスク インクリノメーター設置位置90度で安全率2.02,270度で4.99。 近似曲線の精度を考慮すると、安全率2.02 推定耐風速54.88m/sが妥当。 ・診断結果：引張試験の結果、耐風性は低下しておらず、倒木リスクは低いことがわかった。
C ₁	東京樹木医プロジェクト報告書(2024.3)	<ul style="list-style-type: none"> ・『令和3年度東京都街路樹診断等マニュアル』に拠って外観診断をしたとしながら、同マニュアルでは「診断は着葉期(5~10月)が適期」とされていることに反し、落葉期の3月に診断。 ・落葉期における診断ゆえ、外観診断は不可能のはずだが、樹勢・樹形とも活力度3と診断。 ・樹勢・樹形とも活力度3ならば活力判定は「注意すべき被害」になるはずなのに「著しい被害」と判定。 ・活力判定「著しい被害」に基づき、総合判定も「B2:著しい被害が見られる」と判定。 ・総合判定が「B2:著しい被害が見られる」では、植栽基盤の改善等の「各種の適切な処置を行う」とされているが、本件では「支柱の設置」しか行われていない。にもかかわらず「残存・保全は困難」とされている。 ・また、B2判定では、「各種の適切な処置」を行ったうえで、「短期周期の適宜の観察」を行いつつ、「必要に応じて撤去を検討」とされているにもかかわらず、「各種の適切な措置」はほとんど行われず、「短期周期の適宜の観察」は全く行われなまま、撤去がもくろまれている。
D ₁	藤井先生意見書(2024.8.29)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観診断。機器診断は『吉岡緑地報告書』に拠る。 ・欧米で、幹半径が太ければ空洞率が高くても倒伏・折れ損しない木が多いとの研究結果が多数示され、東京都街路樹診断等マニュアルでも令和3年度版で主な診断基準が空洞率から外観診断に変わったことを指摘。 ・樹勢・樹形とも活力度2。ゆえに活力判定は「健全か健全に近い」。総合判定も「A:健全か健全に近い」。 ・総合判定「A 健全か健全に近い」だから、処置方針も「日常的観察を行い、状態の変化に応じ、適宜対応」でよく、観察も「長期周期の適宜の観察」でよい。ただし、枯枝剪定は必要、とされている。
C ₂	東京樹木医プロジェクト報告書(2024.9)	<ul style="list-style-type: none"> ・着葉期に診断。樹勢の活力度を3から2に変更するも、活力判定「著しい被害」及び総合判定B2は変わらず。 ・C₁報告書時よりも樹勢が回復しているわけではない、としている。 ・ご神木とトトロの木との写真比較をしている。
D ₂	藤井先生意見書(2024.9.30)	<ul style="list-style-type: none"> ・活力度、活力判定、総合判定は、D₁と同じ。 ・C₂報告書で「樹勢の活力度2,樹形の活力度3」としているが、樹勢・樹形とも活力度2である。 ・C₂報告書で「樹勢の活力度2,樹形の活力度3」としているのなら「総合判定はB1であり、B2は適切でない」。 ・C₁報告書時は落葉期で診断時期として適切でなく、その診断と比較することも適切でない、と指摘。 ・トトロの木の樹勢回復を担当されてきた大河内昇氏からの聞き取りに基づき、「単純な比較は避けなければならない」。